

20 産科医療補償制度の周知について

(1) 制度の概要

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に平成21年1月に創設された制度であり、(公財)日本医療機能評価機構が運営している。

補償対象と認定されると、準備一時金と補償分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われるとともに、医学的観点から原因分析が行われ原因分析報告書が保護者と分娩機関へ送付される。

また、本制度の透明性を高めることと再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的として、原因分析報告書の「要約版」を公表している。さらに、原因分析された複数の事例をもとに再発防止策などを提言した「再発防止に関する報告書」を分娩機関や関係学会・団体、行政機関などに提供している。

なお、原因分析報告書の「要約版」および「再発防止に関する報告書」は本制度ホームページに掲載されている。

(2) 補償対象

次の～の基準をすべて満たす場合、補償対象となる。なお、児の出生年によって基準が一部異なる。

	平成26年12月31日までに出生した 児の場合	平成27年1月1日以降に出生した 児の場合
	在胎週数 <u>33週以上</u> で出生体重 <u>2,000g以上</u> 、または在胎週数28週以上で <u>所定の要件</u>	在胎週数 <u>32週以上</u> で出生体重 <u>1,400g以上</u> 、または在胎週数28週以上で <u>所定の要件</u>
	先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺	
	身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺	

生後6ヶ月未満で亡くなった場合は補償対象とならない。

平成26年12月31日までに出生した児の場合と平成27年1月1日以降に出生した児の場合では、在胎週数28週以上の「所定の要件」が異なる。詳細は本制度ホームページをご確認いただきたい。

(3) 補償申請期限

制度創設以来の補償対象者数は、本年10月末時点の累計で1,471件となっている。

補償申請期限は児の満5歳の誕生日までであり、既に平成22年10月までに出生した児については申請期限を迎えているが、平成22年11月以降に出生した児についてはこれから順次補償申請期限を迎える。

補償対象と考えられる脳性麻痺児が、満5歳の誕生日を過ぎたために補償申請ができなくなる事態が生じないように、運営組織としては補償申請に関する周知活動を継続的に行っている。

具体的には、市区町村の障害者手帳申請窓口のほか、産科医療関係者をはじめ小児科医、小児神経科医、リハビリテーション科医などの医療関係者、脳性麻痺児に関わる機会の多い福祉関係者、および脳性麻痺児が入通所する施設などに補償対象となる範囲や補償申請期限等に関するチラシ・ポスターを配布するとともに、補償対象となった参考事例を紹介するなど、補償申請の促進に向けた取組みを行っている。

今後本制度および補償申請期限について、各市区町村の障害者手帳申請窓口等において、別添資料「重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ 産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです」を活用するなどにより、引き続き周知いただくようお願いしたい。

(4) その他ご案内

本制度についてより多くの方にご理解をいただけるよう、制度の近況をお伝えする冊子として別添資料「産科医療補償制度ニュース(創刊号)」を発行したので、ご一読をお願いしたい。創刊号では、直近の本制度の運営状況のほか、「【特集】再発防止に関する取組みの状況」や「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度のご案内」などを掲載している。

なお、不明な点がある場合、また同封した関連資料が追加で必要な場合(随時無料にて送付)は、産科医療補償制度専用コールセンターまでご連絡いただきたい。

産科医療補償制度専用コールセンター

フリーダイヤル 0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時(土日祝除く)

産科医療補償制度ホームページ

産科医療

検索

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>